

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

「食」は、人間が生きていく上で基本的な営みの一つであり、心身ともに健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものです。また、「食」は人に生きる喜びや楽しみを与え、家族や友人、知人とのつながりを深める等、心豊かな暮らしの実現に大切な役割を担っています。

しかし、近年、社会経済情勢の目まぐるしい変化とともに、市民の食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。急速な少子高齢化や三世代家族の減少等で家庭の機能が弱まり、家庭で受け継がれてきた伝統的な食文化が失われつつあります。一方で、食の大切さに対する意識が希薄になり、栄養バランスの偏りや不規則な生活等の影響による基本的な食習慣の乱れから、肥満や生活習慣病の増加に加え、若い女性の痩せすぎや高齢者の低栄養傾向等の問題も生じています。

このような情勢を受け、国においては「食育」を社会全体の問題として捉え平成17年6月に「食育基本法」を制定するとともに、平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定し、新潟県においても平成19年3月に「新潟県食育推進計画」が策定されました。当市でも平成23年に「胎内市食育推進計画」を策定し、取組を展開してきました。

策定から5年が経過し、県では平成26年3月に第2次新潟県食育推進計画が策定され、国では平成28年3月に第3次食育推進基本計画が策定されています。この改定の動きや社会情勢を踏まえ、第1次食育推進計画を見直し、残された課題や新たな課題を整理して、ここに第2次胎内市食育推進計画を策定します。

第2節 基本理念

胎内市の基本理念である「自然が生きる、人が輝く、交流のまち“胎内”」を目指し、胎内市では健康づくりのゴールを「その人らしい豊かな人生の構築」としました。病気にならないように、「病気ゼロ」だけを目指すのではなく、たとえ病気があっても元気に過ごせるように『心身のマイナス要因を減らす』といった疾病対策と、『心身のプラス要因を増やす』といった元気対策を、その人にあったバランス加減を大切にす総合的な健康づくり事業を実施します。

胎内市の基本理念 「自然が活きる、人が輝く、交流のまち 胎内」

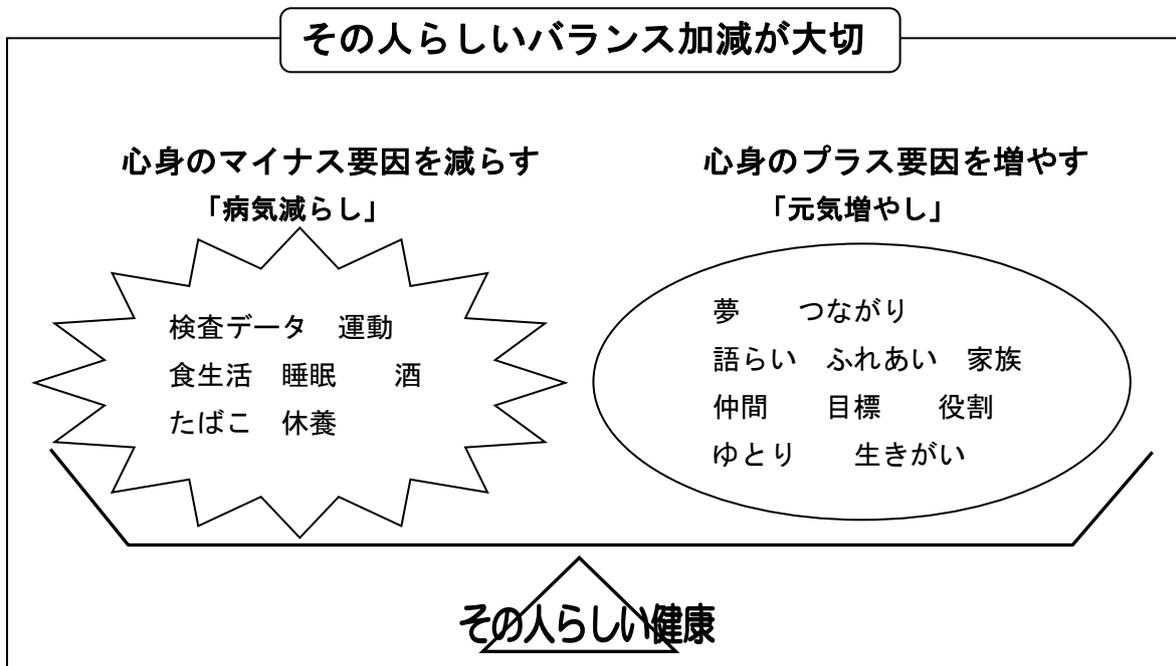


健康たいない 21 の基本理念 「その人らしい豊かな人生の構築」

大目標 「自分の明日に向かってともに元気になれるまち」



自分らしい豊かな人生を送るために…



病気と元気の関係の図 健康たいない 21 より

第2次胎内市食育推進計画策定にあたっては、「病気減らし」と「元気増やし」の2軸のバランスを大切に、「食」を通しての健康づくりを目指しています。

計画策定にあたっては、関係各課の庁内推進会議や実務者会議を重ね、第1次計画を見直して評価と新たな課題を検討し、食生活改善推進委員協議会等の関係組織や食育推進ネットワーク会議、健康づくり推進協議会等から意見をいただきました。

そこで、本計画の基本理念を「食を通して健全なからだと豊かなところを育む」とし、キャッチフレーズに「ふるさと胎内の恵みに感謝！食で育む元気なからだ 豊かなところ」をあげました。

大目標を「健康寿命の延伸のため、子どもから高齢者まで食について関心を持って食を選択する力を身につけ、適切な食生活を実践する人を増やす」と定め、それに向かい5つの基本方針により進めます。

基本理念



「食」を通して 健全なからだと
豊かなこころを育む

キャッチフレーズ

ふるさと胎内の恵みに感謝！
食で育む元気なからだ 豊かなこころ

大目標

健康寿命の延伸のため、子どもから高齢者まで食について
関心を持って食を選択する力を身につけ、適切な食生活を
実践する人を増やす

5つの基本方針

① 健康につながる食生活の確立

② 地産地消の推進と食の安全の確保

③ 食文化の伝承・発展

④ 食を取り巻く環境問題への取組

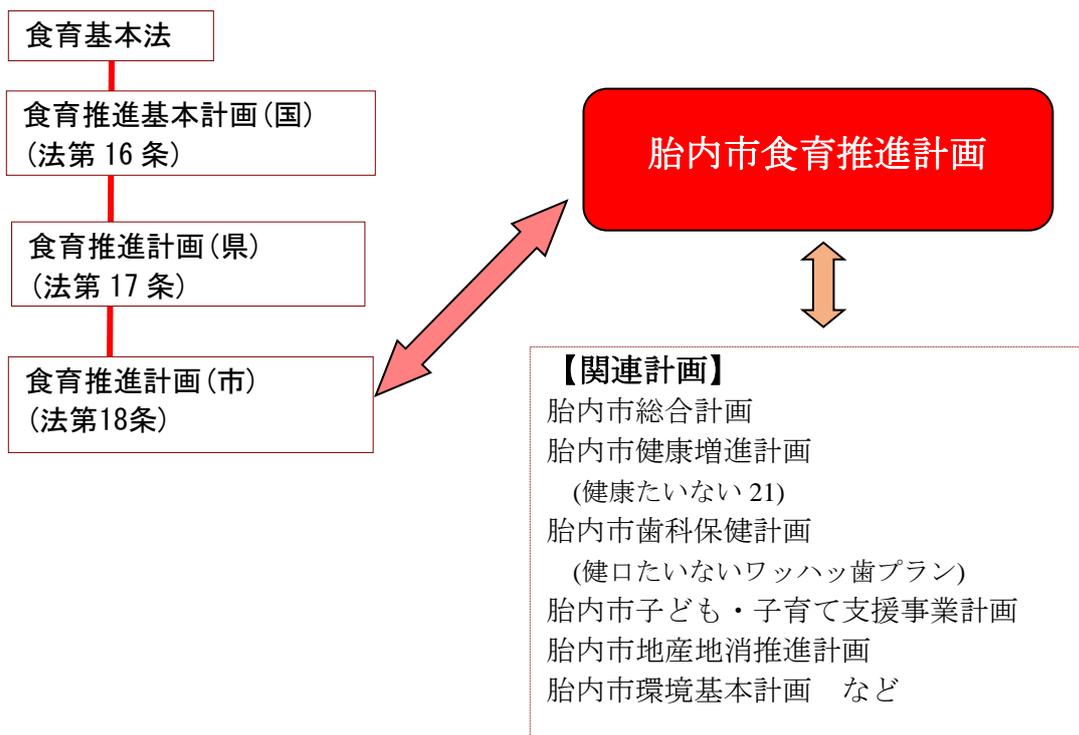
⑤ 人づくり、市の活性化



第3節 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、新潟県食育推進計画と連携をはかり策定します。

また、胎内市総合計画、胎内市健康増進計画（健康たいない21）、胎内市歯科保健計画（健口たいないワッハッ歯プラン）、胎内市子ども・子育て支援事業計画、胎内市地産地消推進計画、胎内市環境基本計画との整合性を図りつつ、食育を推進するための基本的な考え方を明らかにするとともに、食育を具体的に推進するための総合的な指針として位置づけるものです



「食育」とは

食育基本法の中では「食育」を次のように位置づけています。

- *生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- *様々な経験を通じた「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

第4節 計画の期間

本計画の推進期間は、平成29年度から33年度の5年間とします。